

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	金上地区 (樋口分集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第3回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落農業の担い手は12経営体であり、うち集落内の認定農業者が1経営体、自作農家が3経営体である。入作農家は、認定農業者が6経営体、自作農家が2経営体である。
- ・集落内に後継者がいない。
- ・水田の表土が凹凸しており、除草剤の効果が薄れてしまう。
- ・用水量については現時点で問題ない。
- ・一部の入作者がモアで草刈りを行うことにより、水路に落ちた草がつまりの原因になることがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・すべての農地(畑、水田)について、基本的には現在の耕作者で営農を継続する。
- ・後継者がいないなどを理由にやむを得ず離農する場合は、担い手(認定農業者優先)に集約することで、自分たちの集落を自分たちで守っていくことを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手(認定農業者優先)を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手(認定農業者優先)の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域における農地集積・集約化の進捗に合わせながら、水田の大区画化(畦畔除去等)に取り組み、作業効率化と生産性向上につなげる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥等については、業者等へ作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、自作農家・委託農家・集落住民が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。